

「和歌山県国際人育成プロジェクト事業に係る
令和5年度中学3年生外部検定試験」実施要領

和歌山県教育委員会

1 目的

中学3年生を対象に「実用英語技能検定」(以下「英検」という。)を実施し、中学生に意欲的に英語学習に取り組ませるとともに、英検の結果を活用した授業改善を進めることで、英語によるコミュニケーション能力に必要な4技能(聞く、話す、読む、書く)の向上を図る。

2 名称

「和歌山県国際人育成プロジェクト事業に係る令和5年度中学3年生外部検定試験」(以下「検定試験」という。)

3 対象

- (1) 県内の公立中学校第3学年・義務教育学校第9学年及び特別支援学校中学部第3学年の生徒
- (2) 特別支援学校及び中学校・義務教育学校の特別支援学級に在籍している生徒のうち、以下に該当する生徒は、対象としないことができる。
 - ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科の内容の指導を受けている生徒
- (3) 学校長が受験困難と判断した生徒は、学校の設置管理者である市町村教育委員会と相談の上、対象としないことができる。

4 試験内容

英検の3級を基本とする。ただし、3級以外を希望する者は、外国語科担当者と相談の上、他の級を受験することができる。

5 実施方法

- (1) 一次試験の実施場所は、準会場(各中学校・義務教育学校を受験会場とする。)を原則とする。二次試験の実施場所は、公益財団法人日本英語検定協会が指定する会場とする。
- (2) 一次試験の実施日は、令和5年10月6日(金)とする。なお、やむを得ない理由により、指定された実施日に実施できない学校は、設置管理者である市町村教育委員会の指示のもと、公益財団法人日本英語検定協会の規定に則り、実施日を別に定める。
- (3) 二次試験の実施日は、令和5年11月5日(日)とする。ただし、やむを得ない理由により、指定された実施日に実施できない場合は、設置管理者である市町村教育委員会の指示のもと、公益財団法人日本英語検定協会の規定に則った実施日とする。

6 費用

英検の検定料は、県費で負担する。ただし、県費での負担は一回のみとする。

7 実施体制

- (1) 検定試験は、県教育委員会が、学校の設置管理者である市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより検定試験の実施に当たる。
- (3) 学校は、校長を実施責任者として、当該市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき検定試験の実施に当たる。

8 検定試験実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、所管の学校からの相談に適切に対応する。
- (2) 検定試験実施に当たっての問い合わせ等については、県立学校は県教育委員会に行い、市町村立学校は市町村教育委員会を通じて県教育委員会に行うものとする。
なお、検定試験問題や検定試験当日の実施方法等に関する問い合わせについては、英検サービスセンター（団体窓口）に行うものとする。

9 留意事項

- (1) 各学校においては、検定試験を実施するとともに、検定試験の結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - ア 試験前
 - ・生徒に検定試験受験の意義や目的を理解させるとともに、学習目標をもたせ、それに向けて取り組ませる。
 - ・保護者の理解や協力体制づくりに努める。
 - ・英検の3級を基本として受験級の設定を行う。
 - ・準2級以上を受験する場合は、希望受験級の1つ下の級を取得していることとする。
 - イ 試験当日
 - ・英検の団体受験の規定に従い実施する。
 - ウ 試験後
 - ・生徒一人一人の4技能の到達状況を確認し、生徒に課題や学習ポイント等を示し、生徒が学習目標をもって積極的に学習に取り組むことで、学習意欲の向上や英語力の定着を図る。
 - ・全国的な指標と比較することで学校独自の課題を見つけ出し、その解決を目指し授業改善等を行うことにより、授業の質の向上を図る。
- (2) 教育委員会及び学校においては、検定試験に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (3) 教育課程上の位置付けについては、外国語科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。